

## 請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領

制 定 平成23年3月14日 国地企技第130号

改 正 令和2年12月24日 国地企技第85号

### (趣旨)

第1条 この要領は、国土地理院請負測量業務における競争入札において、入札参加希望者が有する技術者の技術者資格に関する技術的能力の評価に資することを目的として、測量に関する技術者の認定資格(以下「測量技術者資格」という。)を国土地理院に登録するための基準を定めたものである。

### (登録対象の測量技術者資格)

第2条 登録の対象とする測量技術者資格は、国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領(平成13年1月6日国地総管発第513-3号)第3条に基づく業務種別(基準点測量、写真測量、地図調製又は地理調査)に関連する測量技術者資格とする。

### (登録基準)

第3条 測量技術者資格の登録の基準は、次の各号のとおりとする。

- 一 一般に解放されている資格であること
- 二 公平、透明性が確保されている資格であること
- 三 請負測量業務に必要な知識、経験等を評価する資格であること

### (登録の申請)

第4条 測量技術者資格の登録を受けようとする者は、国土地理院長(以下「院長」という。)に対し、測量技術者の認定資格登録申請書(別記様式第1)及び次の各号に掲げる書類を提出する。

- 一 測量技術者資格の認定要領
- 二 その他登録内容を補足するための必要書類

### (審査)

第5条 院長は、測量技術者資格の登録を受けようとする者から、前条に規定する申請書の提出があった場合は、第3条に定める基準及び次の各号に示す区分に適合しているかについて審査を行う。

- 一 A区分 測量計画の立案、工程管理及び品質管理等を総合的に適切に行える能力を有し、かつ測量技術に関して高度な知見を有している
  - 二 B区分 測量計画の立案、工程管理及び品質管理等を総合的に適切に行える能力を有している
  - 三 C区分 測量計画や作業工程に沿って適切に作業を行える等、実務作業の総合的な能力を有している
- 2 前項の審査結果は、国土地理院総合評価委員会規則(平成23年2月14日付け国地総契第238号、国地企技第118号)に基づく国土地理院総合評価委員会において、承認を得るものとする。

3 院長は、必要に応じ、測量技術者資格の登録を受けようとする者に対して、補足資料の追加提出又は補足説明を求めることができるものとする。

(登録)

第6条 測量技術者資格の登録は、前条第2項により承認された資格について、前条第1項の区分に基づき行う。

2 院長は、測量技術者資格の登録を行った場合には、測量技術者の認定資格登録通知書(別記様式第2)により通知する。

(登録内容の変更申請)

第7条 前条第2項により測量技術者資格の登録の通知を受けた者(以下「資格認定機関」という。)が、測量技術者の認定資格登録申請書に記載した事項を変更する場合には、院長に対し、測量技術者資格の登録変更申請書(別記様式第3)及び当該変更に伴い内容を変更する書類その他の必要な資料を提出する。

(変更審査)

第8条 院長は、資格認定機関から前条に規定する登録変更申請書の提出があった場合は、第5条に準じて審査を行う。

(変更登録)

第9条 測量技術者資格の変更登録は、第6条第1項に準じて行う。

2 院長は、測量技術者資格の変更登録を行った場合には、測量技術者の認定資格登録(更新)通知書(別記様式第4)により通知する。

(測量技術者資格に関する報告)

第10条 資格認定機関は、前年4月1日から3月31日までに登録した測量技術者資格の実績状況に関する報告書(別記様式第5)を毎年5月31日までに院長に提出する。

(届出による登録の取消し)

第11条 資格認定機関は、当該測量技術者資格の登録の取消しを希望する場合には、院長に対し、測量技術者資格の登録取消し届(別記様式第6)を提出する。

2 院長は、前項に定める届出書の提出に基づき、測量技術者資格の登録取消しを行った場合には、測量技術者資格の登録取消し通知書(別記様式第7)により通知する。

(測量技術者資格の調査等)

第12条 院長は、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における測量技術者資格について調査を行い、第3条の基準に適合すると認められた場合は、当該測量技術者資格を登録できるものとする。この場合、第6条第2項の認定資格登録通知書による通知は行わない。

2 院長は、資格認定機関に対し、登録した測量技術者資格に関する事項について、必要と認められるとき

は、調査を行うことができるものとする。

(調査等による登録の取消し)

第13条 院長は、前条第2項に定める調査の結果、次の各号に該当する場合は、その登録を取り消すことができるものとする。

- 一 登録の基準が満たされなくなった場合
  - 二 その他、測量技術者資格として不適切と認められる場合
- 2 前項の登録取消しに当たっては、国土地理院総合評価委員会の承認を得るものとする。
- 3 院長は、測量技術者資格の登録取消しを行った場合には、測量技術者資格の登録取消し通知書(別記様式第8)により通知する。

(登録情報の公開)

第14条 院長は、次の各号に掲げる手続を行った場合には、国土地理院ホームページから技術者資格の名称及び区分並びに登録取消し等について公開する。

- 一 第6条に規定する測量技術者資格の登録
- 二 第9条に規定する登録内容の変更登録
- 三 第11条に規定する測量技術者資格の登録取消し
- 四 前条に規定する測量技術者資格の登録取消し

附則

この要領は、平成23年3月14日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

国土地理院長 殿

所在地  
申請者 名称  
代表者

### 測量技術者の認定資格登録申請書

「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」第4条の規定に基づき、測量技術者資格の登録を申請します。

1. 資格認定機関名及び所在地
2. 資格の登録対象及び名称
3. 資格認定状況
4. 添付書類  
・資格の認定要領 1部

申請者 殿

国土地理院長

## 測量技術者の認定資格登録通知書

○年○月○日付け測量技術者の認定資格登録申請書について、「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」第5条の規定に基づく審査の結果、測量技術者資格の登録基準に適合するものと認め、測量技術者資格として登録したので通知する。

登録した資格の名称

業務種別	区分	測量技術者資格

国土地理院長 殿

	所在地
資格認定機関	名称
	代表者

### 測量技術者資格の登録変更申請書

○年○月○日付けで登録された測量技術者資格の事項について、下記のとおり変更するので、「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」第7条の規定に基づき、申請します。

#### 記

1. 変更する内容

2. 変更後の内容

申請者 殿

国土地理院長

## 測量技術者の認定資格登録(更新)通知書

○年○月○日付け測量技術者資格の登録変更申請書について、「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」第8条の規定に基づく審査の結果、測量技術者資格の登録基準に適合するものと認め、測量技術者資格として登録を更新するので通知する。

登録を更新する資格の名称

業務種別	区分	測量技術者資格

国土地理院長 殿

所在地  
資格認定機関 名称  
代表者

測量技術者資格の実績状況報告書

資格の名称	業務種別	区分	○年度認定者数 (人)	全認定者数 (人)	試験実施回数 (回)※	受験者数 (人)※	備考

※ 測量技術者資格の認定の際に試験を実施している場合のみ記入

国土地理院長 殿

	所在地
資格認定機関	名称
	代表者

### 測量技術者資格の登録取消し届

「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」第11条の規定に基づき、下記のとおり測量技術者資格の登録取消しを届出します。

#### 記

1. 登録取消しを希望する資格の名称
2. 登録取消しを希望する年月日
3. 登録取消しを希望する理由

資格認定機関 殿

国土地理院長

測量技術者資格の登録取消し通知書

○年○月○日付け測量技術者資格の登録取消し届に基づき、下記のとおり測量技術者資格の登録を取り消すこととしたので通知する。

記

登録取消しとする資格の名称

業務種別	区分	測量技術者資格

資格認定機関 殿

国土地理院長

## 測量技術者資格の登録取消し通知書

下記の測量技術者資格について、「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」第13条の規定に基づく審査の結果、測量技術者資格の登録基準に適合しないものと認められたため、登録を取消すこととしたので通知する。

## 記

## 1. 登録取消しとする資格の名称

業務種別	区分	測量技術者資格

## 2. 登録取消しとする理由